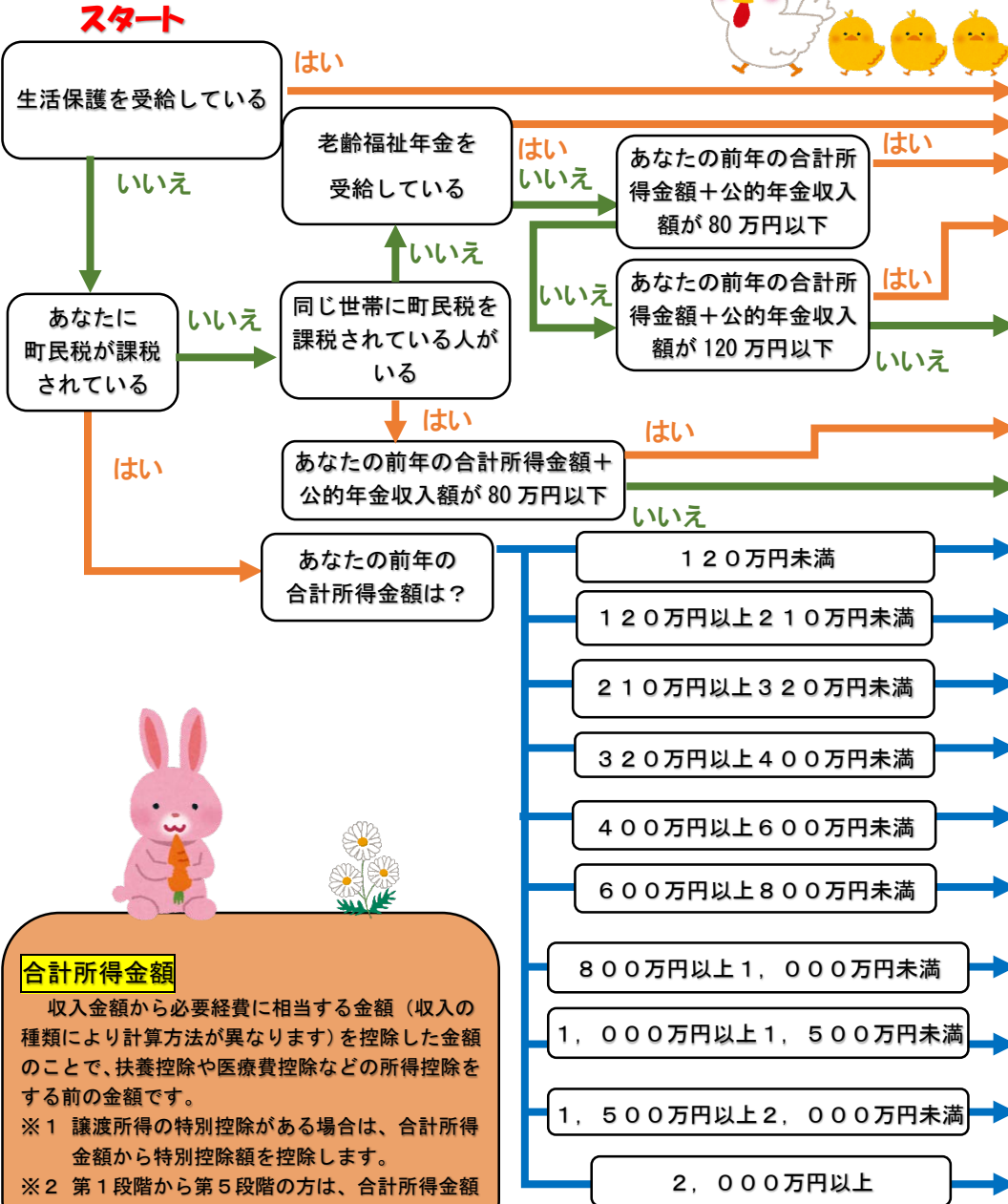
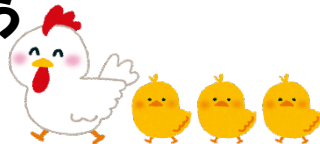


あなたの介護保険料を確認しましょう



合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

※1 譲渡所得の特別控除がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除します。

※2 第1段階から第5段階の方は、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除します。

令和4年度 介護保険料

保険料段階	対象者	保険料率	保険料（年額）	月額のみやす
第1段階	●生活保護の受給者または、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が町民税非課税の人 ●世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と公的年金収入額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.50 →0.30	21,850円	1,821円
第2段階	●世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と公的年金収入額の合計額が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.70 →0.50	36,420円	3,035円
第3段階	●世帯全員が町民税非課税で、保険料段階が第1段階、第2段階以外の人	基準額×0.75 →0.70	50,980円	4,249円
第4段階	●本人が町民税非課税（世帯内に町民税課税者がいる）で、合計所得金額と公的年金収入額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.90	65,550円	5,463円
第5段階	●本人が町民税非課税（世帯内に町民税課税者がいる）で、保険料段階が第4段階以外の人	基準額×1.00	72,840円	6,070円
第6段階	●本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	87,400円	7,284円
第7段階	●本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上～210万円未満の人	基準額×1.30	94,690円	7,891円
第8段階	●本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が210万円以上～320万円未満の人	基準額×1.50	109,260円	9,105円
第9段階	●本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が320万円以上～400万円未満の人	基準額×1.70	123,820円	10,319円
第10段階	●本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上～600万円未満の人	基準額×1.75	127,470円	10,623円
第11段階	●本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が600万円以上～800万円未満の人	基準額×1.85	134,750円	11,230円
第12段階	●本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が800万円以上～1,000万円未満の人	基準額×1.95	142,030円	11,836円
第13段階	●本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が1,000万円以上～1,500万円未満の人	基準額×2.00	145,680円	12,140円
第14段階	●本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が1,500万円以上～2,000万円未満の人	基準額×2.10	152,960円	12,747円
第15段階	●本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が2,000万円以上の人	基準額×2.20	160,240円	13,354円

※第1～3段階の保険料については、軽減措置後の金額を示しています。